

## 宇部市中小企業等人材確保支援（人材採用力強化支援） 業務委託に係る仕様書

### 1 目的

宇部市内の中小企業等が直面する人手不足及び採用難という構造的課題に対応するため、企業の「採る力」と「育ち合う力」を同時に高める実践型プログラムを実施する。

企業の状況や課題に応じた2つの専門コース（人的資本経営アクセラレーションプログラム、インターンシップ戦略構築プログラム）を通じて、参加企業が自社の人材戦略を主体的に策定・実践できる状態を目指す。あわせて、市内企業同士のネットワーク形成を促進し、宇部市全体の産業活力の向上と若者の地元定着に寄与することを目的とする。

### 2 委託業務名

宇部市中小企業等人材確保支援（人材採用力強化支援）業務委託

### 3 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。

※令和9年1月から3月までは、各参加企業の実践活動に対するフォロー期間とする。

### 4 業務内容

受託者は、前項の目的を達成するため、次の業務を総合的に企画・実施するものとする。

#### (1) 採用力強化プログラムの企画・運営

##### ア 人的資本経営アクセラレーションプログラム

自社の経営戦略と連動した人材戦略の策定及び人的資本経営の導入に向けた全3回以上のワークショップを開催すること。各企業の状況に応じた「実行可能なアクションプラン」の策定を必須とする。

##### イ インターンシップ戦略構築プログラム

単なる就業体験ではない、採用直結型のインターンシッププログラムの設計及び実践支援を行うこと。また、全3回以上のプログラム実施に加え、参加企業以外のインターンシップ見学会又は先進事例等を共有する機会を創出すること。

※単なる講義形式にとどまらず、企業同士の相互フィードバックや実践を通じた改善を促す手法を提案すること。

※上記のア、イの実施時期、開催方法、内容等については、事前に市と協議の上で決定すること。

## (2) 参加企業の公募・選定

### ア 対象企業

本業務の対象は、宇部市内に事業所を有する中小企業等で、以下の要件をすべて満たすものとする。

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。

(イ) 人材の採用及び定着に意欲があり、人的資本経営やインターンシッププログラムの導入を通じて経営改善を目指す意欲があること。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### イ 公募

各コースの参加企業を広く公募すること。

※募集内容については、事前に市と協議の上で決定すること。

### ウ 選定

応募があった企業については、提出書類及び面談（ヒアリング）等の審査を行い、支援効果が高いと見込まれる企業を選定すること。選定にあたっては、以下の観点を踏まえ、市と協議の上で決定すること。

(ア) 経営層の本気度（人的資本経営等への関心、社内体制整備への意欲）

(イ) 本プログラムの活用による波及効果や地域課題解決への貢献度

(ウ) 業種や事業規模のバランス（多様な業種からの参画を促すこと）

## (3) 専門家支援のコーディネート及び活用支援

ア 参加企業の多様な課題（人材戦略、インターンシップ設計、労務改善等）に対応するため、専門的な知見を有する講師やコンサルタント等の「専門家リソース」を確保すること。

イ 受託者は、参加企業が自社の課題を認識し、適切な専門家を選択・活用できるよう、相談体制（コーディネート機能）を構築すること。

ウ 専門家活用にあたっては、以下のいずれか又は組み合わせにより、企業が主体的に専門家を活用できる環境を整備すること。

(ア) 受託者が保有・開拓する登録専門家から、企業が自社の課題に合わせて相談先を選択する「スポット相談方式」

(イ) 企業の課題解決に向けた「専門家派遣・伴走支援方式」

(ウ) その他、本事業の目的達成に資する専門家活用手法

- エ 専門家の選定・管理については受託者が責任をもって行い、事前に市と協議の上で決定すること。
- オ 専門家の具体的な伴走方法及び頻度については、事前に市と協議の上で決定すること。
- (4) 合同成果発表会の実施・運営
  - ア プログラムの最終回において、「人的資本経営アクセラレーションプログラム」と「インターンシップ戦略構築プログラム」の合同成果発表会を開催すること。
  - イ 大学、短期大学、専門学校等の学生や教職員等からフィードバックを得る機会を設けること。
  - ウ 運営方法等については、事前に市と協議の上で決定すること。
- (5) フォロー期間における支援
  - ア 各参加企業の実践状況を定期的に確認し、必要に応じた助言及び情報提供を行うこと。
  - イ 支援内容及び頻度については、市と協議の上で決定すること。
- (6) 成果報告資料の作成
  - ア 参加企業の取組事例や成果を分析・整理し、他企業が人材確保や育成の参考にできる取組事例集を作成すること。
  - イ 取組事例集の内容及び作成時期、データ形式については、市と協議の上で決定すること。
- (7) その他
  - ア 目的達成に資する取組について、委託費の範囲内で別途提案がある場合は、市と協議の上実施できるものとする。
  - イ 取組事例集、報告書をはじめとする成果物の著作権は、市に帰属する。ただし、各企業が作成した計画書等を除く。

## 5 実施計画書の提出

受託者は、業務開始前に以下の事項を記載した実施計画書を市に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務の目的及び概要
- (2) 具体的な実施内容及びスケジュール
- (3) 実施体制、関係者の役割分担及び責任者の連絡先
- (4) 成果目標の設定、達成に向けた手段及び方法
- (5) リスク管理及び対応策

## 6 報告業務

- (1) 業務状況や実績について、月次報告書を翌月5日までに提出すること
- (2) 業務の進捗確認のため、毎月1回以上、市と打合せを行うこと。
- (3) 業務の実績や成果を取りまとめた完了報告書（電子データ（PDF）及び印刷物）を令和9年3月31日までに成果物として納品すること。

## 7 成果目標

- (1) 参加企業数：計10社以上（各コース5社以上）
- (2) プログラム参加率：参加対象者の80%以上
- (3) アクションプラン策定率：参加企業の80%以上
- (4) 取組実践率：フォロー期間終了時点で、アクションプランに掲げた施策のうち、少なくとも1つ以上の具体的な取組を開始した企業が60%以上
- (5) 参加企業満足度：5段階評価で平均4以上（またはアンケート回答者の80%以上が「満足」若しくは「やや満足」と回答）

## 8 人員配置

本業務を円滑に遂行するため、人材採用、人事戦略、中小企業支援等に関する実務経験を有する責任者を配置すること。

## 9 関係者との連絡・調整

受託者は、本業務の実施に当たり、市と緊密に連携を図ること。また、関係機関との調整は受託者の責任において行うこと。

## 10 公正・公平・中立性

受託者は、正当な理由なく特定の企業、団体又は個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

## 11 関係法令等の遵守

受託者は、業務を実施するに当たり、関係法令等を遵守すること。

## 12 個人情報の取り扱い

受託者は、個人情報の取扱について、関係法令等を遵守し、厳重に取り扱うこと。また、その漏洩がないよう十分配慮し、目的の最小限の範囲で利用することについて、あらかじめ本人の同意を得た上で使用すること。さらに、受託者には本業務に従事する者に対して守秘義務を課すものとし、本業務で得た情報については、すべて委託者に帰属する。

### 1 3 再委託の禁止

受託した業務を第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、その一部について、事前に市の承認を受けて第三者に委託することができる。